

「脱原発」政策の実行を求める意見書

福島第一原発事故が発生してから9ヶ月になるというのに、事故の収束の見通しはいまだはっきりしない。放射能汚染は広範囲にわたり、その影響は日本全国に及び、我が町に於いても放射能に汚染された稲わらや土壌の処分もできず、町民も見えない不安や恐怖の中で暮らしている。

定期点検等で停止している原発の運転再開について、政府は「ストレステスト」を再開の前提としているが、「安全神話」を前提にしてきた従来の枠組みの原子力安全・保安院や原子力安全委員会による安全確認では住民の理解を得ることは困難である。

今回の事故を教訓に、住民の危険や不安を避けるためにも、国のエネルギー政策を抜本的に転換し、早期に原子力利用から脱却することを強く求め、以下の対策を取ることを要望するものである。

記

- 1、女川原子力発電所をはじめ、運転停止中の原子炉については、福島第一原発事故の収束と検証と、それに基づく新たな基準による安全対策が講じられ、地元住民の同意を得られない限り再稼動しないこと。
- 2、事故の収束は、放射性物質の放出抑制など、危険の封じ込めが確実となることが十分に確認されること、及び使用済み燃料、汚染された土壌や稲わらなどの安全で確実な処分方法が確立されることが最低限必要であること。
- 3、事故検証は、政府の事故調査・検証委員会及び国会の事故調査委員会の最終報告が最低条件であり、公正で実質的な検証が尽くされること。
- 4、安全対策は、原子力の推進機関から独立した規制機関によって安全設計審査指針・耐震設計審査指針等の見直し、耐震バックチェック見直しが行われることが最低条件であること。
- 5、「地元」は立地自治体のみではなく、「防災対策を重点的に充実すべき範囲(E P Z)」見直しなどを踏まえ、半径50キロ圏内を目途に近隣自治体も含めて広く定義し住民への説明や住民の意見反映を実質的に保障すること。
- 6、自然エネルギーの拡大を急ぎ、原発に頼らないエネルギー政策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月20日

宮城県美里町議会議長 相澤清一

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	平田健二	殿
内閣総理大臣	野田佳彦	殿
経済産業大臣	枝野幸男	殿